

もうすぐ町県民税兼国民健康保険税と所得税の申告が始まります。各種所得控除を受けようとする方は、領収書などの書類を準備してください。

▽社会保険料控除

自分や自分と生計を一にする家族の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等、介護保険料などは、その全額を所得金額から控除することができます。ただし、年金から天引きされている国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の所得からは控除できません。

国民年金保険料等については、年金保険者から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要となります。また、国民健康保険税については1月中旬に「年間納付額のお知らせ」を送付しますので、合わせてご準備ください。

▽医療費控除

自分や家族のために支払った医療費のうち一定額を所得金額から控除することができます。領収書を受診者ごとに医療機

関や薬局ごとに分けて整理してください。

▽生命保険料・地震保険料控除

生命保険料や個人年金保険料のうち一定額を、生命保険料控除として所得金額から控除することができます。また、地震保険料または長期損害保険契約のうち平成18年12月31日までに契約したものについては、掛け金除として所得から控除できます。これらの控除を受けるためには保険会社などから送付される

控除証明書が必要ですので、忘れずに用意してください。

▽住民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受ける方で所得税から控除しきれない額がある場合は、その分を住民税から控除することができます。対象は、平成11年1月1日から18年12月31日までおよび平成21年1月1日から22年12月31日までに入居した方です。申告する方は、確定申告書に居住開始年月日の記載が必要となります。

◆問い合わせ

町税務課町民税係 ☎82-3111 内線 111 へどうぞ。

平成23年度町・県民税

簡易申告制度のご利用を

町・県民税の申告について、町では次の日程で簡易申告を受け付けます。該当すると思われる方には申告書を1月中旬にお送りしますので、必要書類と印鑑を持参し申告してください。なお、所得税を源泉徴収されている方は簡易申告できません。

◆該当する人 昨年1年間（平成22年1月1日から12月31日まで）の収入が次の場合です。

- ・給与だけの場合 給与収入の合計が93万円以下の人
- ・公的年金等だけの場合 65歳以上…年金収入の合計が148万円以下の人 65歳未満…年金収入の合計が98万円以下の人
- ・公的年金等と給与の場合 65歳以上…年金が120万円以下で給与が65万円以下の人 65歳未満…年金が70万円以下で給与が65万円以下の人

*年齢は平成23年1月1日現在です。税金の計算の対象になる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金などは含みません。

◆受付日程 下表のとおり

*簡易申告書を郵送で提出する場合には、2月1日までに町税務課へお送りください。

所得の無い人なども申告が必要

昨年1年間まったく所得が無かった人や、所得が少なく所得税や町民税・県民税がかからない人でも▶国民健康保険税の税額の算定▶所得証明や課税証明などの交付▶町営住宅料や保育料、高額医療費の負担区分などの設定——のため簡易申告が必要です。なお、申告しなかった場合には国民健康保険税の軽減措置などを受けることができなくなります。

◆問い合わせ 町税務課町民税係 ☎82-3111 内線 111 へどうぞ。

◆簡易申告の受付日程

期 日	場 所	時 間
1月27日(木)	豊間根生活改善センター	午前9時～ 午後3時
1月28日(金)	船越防災センター	
1月31日(月)～ 2月1日(火)	役場町民ホール(1階)	

宮古税務署からのお知らせ

国税の相談は電話相談センターへ

所得税や消費税など、国税に関する一般的な質問は「電話相談センター」でお答えします。

ご利用の際は下記の宮古税務署相談用電話にダイヤルしていただき、音声案内「1」を選択願います。また、税務署へご用の方も同番号へかけ、音声案内「2」を選択願います。

なお、面接による相談をご希望の方は、あらかじめ税務署に相談の日時を予約していただき、関係書類を持参して税務署へお越しください。

◆相談先電話番号 ☎62-1921

歴史人物誌

このコーナーでは、町にゆかりのある歴史人物とその結び付きなどをシリーズで紹介しています。執筆者は山田史談会長の佐藤仁志さん（豊間根・75）です。

山田町のハリストス正教会に、山下りんのイコン（聖画像）が飾られている。

イコン画に打ち込んだ 山下りん

山田町のハリストス正教会に、山下りんのイコン（聖画像）が飾られている。父はりんが7歳の時亡くなり、

日本ハリストス正教会ニコライ聖堂があり、山室はこの信者であった。彼女に誘われてりんも入信した。



りんは、安政3年（1856年）生まれで、笠間藩（現在の茨城県）氏族の娘である。明治5年16歳の時、りんは「りんを農家の嫁に出そう」という家族の話を立て聞き、大好きな絵が描



山田正教会に飾られているイコン画

活費を出してくれた。りんの成績は男子を含めて10位で、6人いた女子学生ではトップの成績であった。兄が事業に手を出し失敗して、りんは極貧の中で月謝を免除してもらい、うちの絵の内職をして学校に通った。

りんは、ニコライから着物を贈られて5年の約束で船出した。25歳でペテルブルグ女子修道院に入り、付属の美術学校でイコン画を学んだ。彼女はルネサンス期の絢爛たる美術、特にローマカトリック系の宗教画に取り組み制作に励んだ。事情があり2年半で打ち切り帰国した。

りんは、土族出身の同級生山室政子と親しかった。東京神田駿河台に、

りんは白内障を患い故郷笠間に帰り、昭和14年1月波乱万丈の生涯を終えた。83歳であった。

国保運営協議会の委員を募集します

町では、効率的な国民健康保険事業を行うため、国民健康保険運営協議会委員の一部を募集します。

- ▽募集人員 4人
- ▽応募資格 町国民健康保険被保険者（20歳以上73歳未満）
- ▽委員の仕事 国民健康保険の予算や保険税の税率に関する事項などの審議
- ▽任期 2月1日から2年間

- ▽応募方法 町国保介護課または役場支所に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、提出してください。提出方法はフアクスまたは電子メールでも構いません。
- ※応募用紙は町のホームページからダウンロードすることができます。
- ▽募集期間 1月4日～14日

◆応募先・問い合わせ 町国保介護課国民健康保険係（内線131）へどうぞ。